

本書面は、自動車公正競争規約第12条に基づき、展示車両が、①走行距離計が交換されている車両、②走行距離数に疑義がある車両、③走行距離計の改ざんが判明した車両、④修復歴がある車両、⑤定期点検整備なしで要整備箇所がある車両、である場合、その内容を説明したものです。

本書面は展示車に表示され、購入されたお客様に交付されます。

記載事項の基準

走行距離計が交換されています。 ———

計器の不具合により、走行距離計が交換されている車両です。
「交換実施時点の交換前、交換後の走行距離計表示値」等が記載された書面が備え付けられ、同内容を記載した「走行メーター交換歴車シール」がセンターピラー（運転席側）に貼付されておりますのでご確認ください。

走行距離数に疑義があります。 ———

過去の記録、車両の状態等から、走行距離計の示す距離数が実走行距離数であるか疑義がある車両です。
(詳しくは係員までお尋ねください)

走行距離計が改ざんされています。 ———

過去の記録、書類等により、走行距離計の改ざんが判明した車両です。
走行距離計の示す距離数は実走行距離数ではありません。(詳しくは係員までお尋ねください)

修復歴があります。 ———

修復歴の基本的な考え方は、「車体部（主に内部）の骨格部分の損傷により、部位交換あるいは修正・補修したもの」です。
この書面では、該当する部分がある場合に記入しています。
なお、外板部分の部位交換、修正・補修は、修復歴とはなりません。

整備の必要なところがあります。 ———保安基準に適合しないところがある場合、この書面に記入しています。

| | |
|--------------|--|
| エンジン | <ul style="list-style-type: none">・始動にむらがあったり、エンジンの回転が不安定で、エンジン振れを起こすような状態。排気色は黒色または白色で排出ガス規制に適合しないもの。・マフラーは、排気もれがあり、消音不良のもの。 等 |
| 操向・懸架 | <ul style="list-style-type: none">・ハンドルの遊びが適正な範囲を超え、ハンドルの戻りが悪いなど、操作が円滑でないもの。・サスペンション、ショックアブソーバーやスプリングにややへたりがあるもの。 等 |
| ブレーキ | <ul style="list-style-type: none">・ブレーキペダルの遊び、踏み込み、ブレーキレバーの引き代が大きく、制動力の弱いもの。 等 |
| 動力伝達 | <ul style="list-style-type: none">・クラッチの切れが悪く、また、滑りがあり、トランスミッションのギヤ操作が円滑でなく、異音や油もれのあるもの。・プロペラシャフト、ディファレンシャルにうなり音や油もれのあるもの。 等 |
| 電装 | <ul style="list-style-type: none">・バッテリーは、容量の低下によりエンジンの始動が困難なもの。・ランプ類、ワイパー、ホーン、計器類の機能が不良のもの。 等 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・上記の他、内外装等に保安基準に適合しない箇所があるもの。 |

お客様へ

- ・購入後は安全で快適な運転ができるよう、日常点検・定期点検を行ってください。
- ・この書面は大切に保管してください。おクルマの維持・管理の参考になります。